

分科会 No. 2 (公共図書館)

スモールステップで始める図書館バリアフリー

司 会 橋詰 将哉 (市立小諸図書館)

記 録 木内 琢磨 (佐久市生涯学習課)

ファシリテーター 井上 喜久美 氏 (松本大学非常勤講師)

【開催概要】

「読書バリアフリー」の推進について、法的基盤の解説、疑似体験ワークショップ、支援ツールやデータベースの紹介および参加館同士の意見交換が行われました。

1 解説：読書バリアフリーを支える法的基盤と理念

ファシリテーターより、ここ10年で進んだ障害者関連の法的整備について解説されました。

(1) 障害者権利条約

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という当事者参画の原則と、障害は個人の側ではなく社会の側にあるとする「社会モデル」への転換。第24条では図書館は学校卒業後も障害者が「学び続けること」を保障する機関と位置づけられる。

(2) 国内法の整備

・著作権法改正

公共図書館等が著作権者の許諾なく視覚障害者用資料(録音図書等)を作成可能となり、対象も発達障害者等へ拡大された。また、作成データの公衆送信が可能となった。

・障害者差別解消法

行政機関等に「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務付けられた。2021年の改正により、民間事業者も合理的配慮が義務化される流れにある。

・読書バリアフリー法

地方公共団体に対し、視覚障害者等の読書環境を整備する「責務」があると明記された。

(3) 国際連携

マラケシュ条約により、国立国会図書館を窓口として、各国のアクセシブルな資料(DAISY図書等)を相互に交換・入手することが可能となった。

2 ワークショップ：「読書困難」の体験と支援ツールの作成

参加者がペアとなり、以下の体験を行いました。

(1) ロービジョン（弱視）体験

視野狭窄や白内障を模した眼鏡を装着し、迷路を辿ったり、高齢者や視聴覚障害者の不自由さを体感。文字サイズやコントラストの重要性を確認しました。

(2) コミュニケーションボード体験

様々な自治体が使用しているコミュニケーションボードを使用し、言葉での意思疎通が困難な場面を想定して、実際の意思表示を指差しで行う演習を行いました。

(3) 対面朗読体験

図版やグラフ、写真などの視覚情報を、見えない相手に「言葉だけ」で説明する難しさを体験。情報の取捨選択や、全体から細部へ説明する順序の重要性が共有されました。

(4) リーディングトラッカー作成

「チームとしょかんの風」の指導により、クリアファイルとマスキングテープで、リーディングトラッカーを自作。利用者ニーズに合わせて提供できる事例として紹介されました。



3 情報提供：データベースと読書支援機器

図書館が活用すべき外部データベースや具体的な支援機器について、紹介がありました。

(1) データベース連携

国立国会図書館「視覚障害者等用データ送信サービス」、サピエ図書館、みなサーチ（国立国会図書館障害者用資料検索）など、登録することで大活字本や LL ブック、点字図書、DAISY 図書等の検索やダウンロードできるサービスの紹介がされた。

(2) 支援機器・ソフトウェア

DAISY 再生機について、安価な語学学習用 CD プレーヤーや MP3 プレーヤーでも代用可能な事例や、マルチメディア DAISY、音声読み上げ機能付き電子書籍などを紹介された。

4 まとめ —各館の事例報告と意見交換—

参加した各図書館の取り組みや課題について共有を行いました。

- ・バリアフリー資料コーナーを設置し、毎月テーマを変えて紹介している事例。
- ・館内のサイン計画で、弱視者に配慮した足元表示など、物理的な環境整備事例。
- ・市内中学校・高校への配送サービスに合わせて、バリアフリー資料を巡回させている事例。
- ・ボランティア団体による「朗読の会」や読書バリアフリー特集の広報紙作成の事例。

「代替機器の利用」や「外部データベースの登録」といった、明日からできるスモールステップを踏み出し、図書館のバリアフリー化を進めることの意義、重要性について学びました。